

居宅療養指導管理に係る重要事項説明書（兼同意書）

1. 当院は、滋賀県知事の指定を受けた居宅療養管理指導事業所です。

一. 在宅支援診療所概要

名称	大津ファミリークリニック
代表者名（管理者）	院長 中山 明子
所在地	滋賀県大津市大門通11-11 洛和大津ビル1階
連絡先	TEL：077-526-8239
指定事業所番号	2510107481

二. 体制、職務内容

職種	人数	勤務体制	職務内容
医師	2名	8：30-17：15	居宅に訪問診療し、居宅サービスに必要な情報提供を行う。
看護師	3名	8：30-17：15	医師と居宅へ訪問し療養上の相談を行う。

※研修、休暇等により、人数の増減が見込まれます。

※当院は総合診療医（後期研修医、医学生）の育成施設であり、研修中の医師が診療させて頂くことがあります。

2. 訪問診療及び、居宅療養管理指導等の目的

要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように医師が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

3. 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報 は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けられていない場合にはこの限りではありません。

4. 当院ではケアプラン制作者（ケアマネージャー）に対して訪問診療時の情報提供を行う際に、居宅療養指導管理料を算定しております。居宅療養管理指導を提供した場合、医療保険で受診された訪問診療料とは別に介護報酬にて利用者負担金を徴収させていただきます。利用料金については別紙「在宅診療費のお支払額のご案内」にて確認ください。

5. 指導（訪問診療・往診）を行う曜日、時間は原則として下記の通りとなっております。

ただし、医師の業務の都合により医療機関が標榜している時間帯の訪問が出来ない場合があります。

（平成30年4月1日現在）

月～土曜日 午前 9：00～12：30

月・火・金曜日 午後 13：30～17：00

①ただし、上記の曜日が国民の祝日、12月30日～1月3日までを除く。

②臨時往診はこの限りではありません。